

令和元年6月20日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07178

研究課題名（和文）東南アジア地域の残虐行為の予防ガバナンスに関する研究

研究課題名（英文）A Study on Atrocity Prevention Governance in Southeast Asia

研究代表者

宮下 大夢（MIYASHITA, Hiromu）

早稲田大学・社会科学総合大学院・助手

研究者番号：80802090

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：既存研究では「保護する責任」を積極的に推進する行為主体が東南アジアにはほとんど存在しないとされ、当該地域の後進性が指摘されてきた。しかし、東南アジアにおいても「保護する責任」を推進する国境を越えた市民社会組織のネットワークが形成されるなど、新たな変化がみられる。本研究では、社会構成主義のアプローチを用いて「保護する責任」や残虐行為の予防に関する東南アジアの地域機構、各国政府、非国家アクターの言説や行動を分析し、当該地域では主要な研究機関や非政府組織（NGO）が現地の規範起業家としての役割を担い、残虐行為の予防ガバナンスの構築に関与していることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

西洋に淵源を持つ国際規範を非西洋地域の行為主体がどのように共有するのかという問題は、国際政治学における重要な研究テーマの1つである。本研究では、間断なき論争を伴いながら規範形成が試みられてきた「保護する責任」に焦点を当て、非西洋地域の1つである東南アジアを対象に分析を試みた。本研究では「保護する責任」の伝播における市民社会組織による影響力行使の実態を明らかにすると共に、残虐行為の予防という実践的な課題において地域機構、各国政府、非国家アクターが果たし得る役割を提示した。

研究成果の概要（英文）：Research to date argues that there is little indication that local actors have promoted a normative concept, the Responsibility to Protect (R2P) in Southeast Asia, although other evidence suggests that change has occurred in the region. This research study analyzed norm dynamics in Southeast Asia using a constructivist approach. In conclusion, it shows that local norm entrepreneurs, major institutions, and non-governmental organizations played a central role in developing atrocity prevention governance in Southeast Asia.

研究分野：国際関係論

キーワード：国際関係論 社会構成主義 ガバナンス 国際規範 東南アジア 市民社会

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2005年の国連総会首脳会合において「保護する責任 (responsibility to protect)」が承認されてから10年以上が経過した。「保護する責任」とは、ジェノサイドや民族浄化といった深刻な人権侵害に対する国際社会の対応を見直すために、2001年に提唱された新たな規範的概念である。「保護する責任」は人命保護の最終手段として欧米諸国による強制的な軍事介入も許容されるという考えであるため、間断なき論争を巻き起こしてきた。

既存研究では、東南アジアには「保護する責任」を推進する行為主体 (アクター) がほとんど存在しないとされ、当該地域の後進性が強調されてきた。しかし、近年は東南アジアにおいても、「残虐行為の予防 (atrocity prevention)」を実現するために「保護する責任」を積極的に推進するアクターが観察される。例えば、2014年に元ASEAN事務総長のスリン・ピッスワン (Surin Pitsuwan) が「保護する責任」を推進するためのハイレベル諮問委員会を設立した。また、2016年にカンボジア政府が「保護する責任担当官 (a national R2P Focal Point)」を任命し「残虐行為の予防に関する国家行動計画」の策定に着手した。さらに、2016年には東南アジアの主要な研究機関や非政府組織 (NGO) が中心となり、「保護する責任」を推進するための国境を越えた市民社会のネットワークを形成した。そこで、既存研究でまだ十分に明らかにされていない上記の新しい現象に着目し、これらが東南アジアの地域秩序にどのような影響を及ぼすかを検討する必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「保護する責任」や残虐行為の予防に関する、東南アジアの国家および非国家アクターの言説や行動を分析し、当該地域における「残虐行為の予防ガバナンス」の構築について考察することである。これは西洋に淵源を持つ規範的概念である「保護する責任」が、非西洋地域の1つである東南アジアにおいてどのように共有され、実践されるかを明らかにしようとする試みである。

3. 研究の方法

本研究では、残虐行為の予防を目的とする国家および非国家アクターの国境を越えた相互作用を「残虐行為の予防ガバナンス」と捉え、分析枠組みの中心概念として設定した。分析対象とした具体的なアクターは、東南アジアの地域機構 (東南アジア諸国連合 [ASEAN])、各国政府、市民社会・非政府組織 (NGO) の3つである。加えて、本研究では、国際関係のアクターに影響を与える規範やアイデアといった観念的要素に着目する社会構成主義 (コンストラクティヴィズム) のアプローチを用いた。とりわけ、国際規範が現地アクター (現地の規範起業家 [local norm entrepreneur]) によって現地の行動規範や実践に即して修正された上で受容される「規範の現地化 (norm localization)」を主な分析視角とした。「保護する責任」の主要な履行主体である地域機構や国家については、「保護する責任」や残虐行為の予防に関する言説や行動を分析した。また、非国家アクターについては、地域機構や国家に対して規範を受容するよう働きかける上で用いた戦略を分析した。次の表は本研究の分析枠組みを整理したものである。

表. 本研究の分析枠組み

主な分析視角	分析対象			分析項目
・ 残虐行為の予防 ガバナンス	規範の履行主体 (規範受容者)	地域機構	ASEAN	・ 言説 ・ 制度化 ・ 実践
		国家	各国政府	
・ 規範の現地化	現地の規範起業家	非国家 アクター	市民社会組織	・ 規範の修正 ・ 説得

出典：筆者作成

まず、「保護する責任」や残虐行為の予防に関するASEANや各国政府の言説に関しては、先行研究を整理した上で、国連総会の議事録や公式声明、政府関連文書、ASEAN関連文書などの一次資料に加えて、関係者への聞き取り調査から得た情報を用いて分析を行った。

次に、制度化に関しては、東南アジアで初めて「保護する責任担当官」を設置したカンボジアに着目し、担当官の設置を促した要因を考察した。分析には、「保護する責任」に関するカンボジア政府の言説やこれまでの政策に関する一次資料に加えて、任命された担当官などの関係者への聞き取り調査から得た情報を用いた。

そして、実践に関しては、ジェノサイドや民族浄化に該当するロヒンギャ問題に対する国際連合、ASEAN、そして各国政府の対応を分析した。分析には、国連総会、人権理事会、安保理などの国連文書、ASEANや各国政府の公式声明や関連文書などの一次資料、そしてASEAN関係者、東南アジアの研究者、実務家への聞き取り調査から得た情報を用いた。

加えて、市民社会組織に関しては、「規範の現地化」の視点からどのように「保護する責任」の修正や説得を行ったか、そしてそれがASEANや各国政府の行動にどのような影響を及ぼしたかを分析した。分析には、市民社会組織が作成した提言書や内部資料などの一次資料に加えて、ASEAN元事務総長のスリン・ピッスワン氏をはじめとする市民社会組織の関係者への聞き取り調査で得た情報を用いた。

#### 4. 研究成果

東南アジアにおける残虐行為の予防ガバナンスの構築について、社会構成主義のアプローチを用いて国家および非国家アクターの言説や行動を分析した本研究では、主に以下の点を明らかにした。

##### (1) 「保護する責任」を推進するアクターの登場

既存研究の通説とは異なり、本研究では東南アジアにおいても「保護する責任」を推進する現地アクターが存在することを示した。東南アジアにおいては、元 ASEAN 事務総長のスリン・ピッスワン氏をはじめ、主要な研究機関や NGO が国境を越えたネットワークを形成して「保護する責任」を推進する現地の規範起業家としての役割を担うようになった。

##### (2) 東南アジアにおける「保護する責任」の特徴

「保護する責任」は欧米諸国による強制的な軍事介入を正当化する概念として理解されてきた。しかし、東南アジアにおいては内政不干渉原則などの現地の行動規範や実践を考慮しながら、残虐行為の予防を促進するための規範的概念として「保護する責任」が推進されている。東南アジアにおいて「保護する責任」を推進する国境を越えた市民社会組織のネットワークは、オーストラリアの研究機関である「保護する責任アジア太平洋センター」の協力の下で、ASEAN や各国政府に向けて同概念を普及したり、残虐犯罪のリスク評価を実施したりして、「残虐行為の予防ガバナンス」の構築に関与している。

##### (3) カンボジアの制度変化を促した要因

カンボジアによる「保護する責任担当官」の設置を促した要因として、過去に大量虐殺を経験し、それに対処してきた国家としてのアイデンティティ、カンボジア政府が「保護する責任」を受け入れるように説得した現地の規範起業家の存在の2つの要因を指摘した。カンボジアの事例に関する研究成果は、人間の安全保障学会での報告や学会誌『グローバル・ガバナンス』に論文を掲載する形で公開した。また、カンボジア国内の非政府系シンクタンク「カンボジア平和協力研究所」から講演を依頼され、一般公開セミナーで発表を行った。

##### (4) ロヒンギャ問題に対する ASEAN および各国政府の対応

国連連合やマレーシアによる政治的圧力は、ミャンマー政府からの反発を惹起するばかりで有効な成果をもたらさなかった。これに対して、「保護する責任」の第2の柱に該当するインドネシアの建設的な外交努力はミャンマーに受け入れられ、結果として人道支援の実施や外相会議の開催といった ASEAN の取り組みを前進させた。国際社会による政治的圧力も、ASEAN による建設的関与もロヒンギャ問題の根本的解決という点では効果が薄かった。しかし、内政不干渉原則を掲げてきた ASEAN に少なからず変化が生じている。ロヒンギャ問題に関する研究成果は、国際会議や日本国際政治学会での報告に加え、英語書籍に収録する形で公開した。

#### 5. 主な発表論文等

##### 〔雑誌論文〕(計2件)

宮下 大夢、大量虐殺への対応から考える国際平和：ミャンマー・ロヒンギャ問題を事例に、早稲田平和学研究、査読無、第11号、2019、33-48

宮下 大夢、「保護する責任」規範の現地化：カンボジアによる R2P 担当官の設置を事例に、グローバル・ガバナンス、査読有、第4号、2018、69-79  
<http://globalgovernance.jp/wp/wp-content/uploads/2019/04/11e222a618d7a01f685d1ee6c06a0e87.pdf>

##### 〔学会発表〕(計3件)

宮下 大夢、ロヒンギャ問題への対応に関する比較分析：外部アクターによる政治的圧力と建設的関与に着目して、日本国際政治学会、2018

宮下 大夢、ロヒンギャ問題と保護する責任：ミャンマー文民政権および外部アクターの対応に着目して、日本国際政治学会院生研究会、2018

Hiroshi Miyashita, The Responsibility to Protect in Southeast Asia: Exploring the Possibilities and Limitations of Cambodia as a Norm Promoter, Japan Association for Human Security Studies, 2017

〔図書〕(計2件)

Hiromu Miyashita and others, Union Press, *Complex Emergencies and Humanitarian Response*, 2018, 234 (105-122)

宮下 大夢 他、大阪大学出版会、資料で読み解く「保護する責任」：関連文書の抄訳と解説、2017、270 (42-43、44-45、46-47、173-174)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。